

平成二十九年三月十七日提出
質問第一四二号

令状なしのGPS捜査を違法とした最高裁判決に関する質問主意書

提出者 宮崎岳志

令状なしのGPS捜査を違法とした最高裁判決に関する質問主意書

捜査対象者の車に衛星利用測位システム（GPS）の発信器を取り付けた捜査手法（以下、GPS捜査という）について、最高裁大法廷は本年三月十五日の判決で、「強制捜査に当たる」として裁判所の令状なしのGPS捜査は違法であるとの判断を示した。

これを踏まえて、以下、質問する。

一 GPS捜査は全国で年間は何件程度行われていたか。

二 現在進行中の刑事裁判において、GPS捜査で入手した情報を証拠として提出しているケースは何件あるか。また、それらの証拠は取り下げられるのか。取り下げるとすれば、裁判の進行にどのような影響が生じると想定しているか。

三 これまでの違法なGPS捜査について、捜査対象者に謝罪する考えはあるか。

四 政府はGPS捜査の法制化についてどのように考えているか。

右質問する。